

## 日本ジオパーク新規認定及びユネスコ世界ジオパーク国内推薦審査の方法・ポイント

日本ジオパーク委員会

### 1. 新規認定審査で評価するポイント

- ・ 活動主体が、ジオパークの考え方を十分に理解しているか。
- ・ 活動主体が、地域の地質遺産について理解し、保全し、その価値を伝えているか。
- ・ 活動主体が、ジオツーリズム等の方法によって、地質遺産等の地域資源活用を図ろうとしているか。
- ・ ジオパークの活動を今後、進めていくための仕組み、体制ができているか。
- ・ これまでに申請地域で行われてきた研究、保全、教育、ジオツーリズム等の事業や活動が、日本ジオパークになることにより、より発展することが見込めるか。
- ・ 既に開始している活動や認定以降に始めようとしている事業や活動が、ジオパークの理念に照らして適切かどうか。
- ・ 地殻変動や地震活動、火成活動等によって引き起こされる災害の経験・知見を基に、どのような防災・減災活動が行われているか。

### 2. ユネスコ世界ジオパーク国内推薦で重視するポイント

- ・ これまでの日本ジオパークとしての活動の実績。
- ・ 世界的な地球科学的価値を有する地域であり、その保全と活用が適切に行われているか。
- ・ ユネスコ世界ジオパークとして求められている活動水準にあるか。

### 3. 審査の方法

- ・ 申請書とプレゼンテーションに基づき、日本ジオパーク委員会は現地調査実施の可否を審議します。
- ・ ユネスコ世界ジオパーク国内推薦申請地域の地質遺産の国際的重要性は、申請書提出後、外部の専門家により評価されます。その結果を、現地調査員は現地調査前に確認します。
- ・ 現地調査は、原則的に、日本ジオパーク委員会委員と、日本ジオパーク委員会により委嘱された者により構成される3名で行います。
- ・ プレゼンテーションと申請書の内容から、現地調査員が事前にさらに確認したい点がある場合には、申請地域に問い合わせをします。
- ・ 申請地域は、現地調査員と協議の上、現地調査の内容と日程を決めます。現地調査では、代表的なジオサイトや拠点施設（候補地）の視察、関係者からのヒアリングなどをします。
- ・ 現地調査員は3人で協力し、現地との連絡調整や現地調査報告書作成を行います。
- ・ 現地調査を担当した日本ジオパーク委員会委員または現地調査員は、現地調査結果を日本ジオパーク委員会に報告します。日本ジオパーク委員会は、その報告を受け認定の可否を決定します。
- ・ 日本ジオパーク委員会は、可否に至るまでの議論を踏まえた審査結果報告書を、各申請地域に提示します。

### 4. 現地調査

- ・ 現地調査員は、「自己評価表」に基づいて、必要に応じて現地調査中に確認・ディスカッションを行った上で各項目を採点します。
- ・ 説明、面談には十分な時間をかける必要があるため、分刻みのスケジュールは避けてください。

- ・ ジオパークの現地調査では、現地関係者と現地調査員とが、相手の立場や活動をお互いに尊重し敬意を払いながら、進めてください。
- ・ 現地調査員は、各地の活動において優れた点や新たな視点について積極的に評価するとともに、懸念される点については現地調査中に確認します。特に申請地域の事務局に確認すべき点は多いので、現地調査員と申請地域の運営団体責任者ならびに同事務局関係者との面談時間を十分に確保してください。
- ・ 大人数での総評は不要です。最終日にも十分なディスカッションに適した少人数での対応をしてください。

## 5. 新型コロナウイルス感染拡大防止と影響下での対応

- ・ 2020年4月20日付で、新型コロナウイルス感染拡大状況下での審査について、日本ジオパークネットワーク正副理事長から日本ジオパーク委員会委員長への要望を受けました。この要望について熟慮した上で、以下の通り実施します。
- ・ 現地調査は、新型コロナウイルス感染防止に十分配慮して実施します。
- ・ 基本的に現地での調査をできるだけ実施したいので、現地調査は、各地域の実情に合わせて実施することとし、必要な場合は、現地調査予定時の感染状況と現地の意見を十分に考慮した上で実施延期も検討します。
- ・ 遠隔での確認が可能な部分は、現地調査の前後にウェブ会議システム等を活用して実施し、現地での調査時間短縮等の調整を検討します。また、双方向で意見交換できるガイドツアー中継等の方法によって遠隔でも現地における確認と同等に状況確認が可能と判断できる場合は、全調査を遠隔で実施することもあります。
- ・ 一か所に同時に集まる人数を少なくし、密を避けて小規模で実施します。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、計画通りに事業を実施できていない地域が多いという現状を十分に認識した上で審査を行います。新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う自粛要請の状況下でのガバナンスや活動（対策やインターネットを活用した取組、これまで着手できなかった活動の開始等を含む）、ポストコロナに向けた計画・展望等について報告してください。それらの活動も審査の対象として評価します。